

第6章 サービス見込量等確保のための方策

1 障害福祉サービス基盤の整備・促進

障がいのある人の障がいの状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、訪問系サービス及び日中活動系サービス基盤を整備していきます。

また、平成24年度から熊本市が市域の事業所について指定を行うこととなったことから、障害福祉サービスへの新規参入を希望される方については、本市の実情に応じ、きめ細かな情報提供、助言を行います。

既存の事業者については、指導監査を通じ、サービスの質の確保、向上を目指すとともにサービス提供に係る安全性を確保していきます。

2 相談支援体制の充実・強化

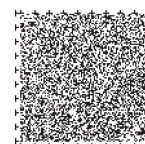
計画相談支援については、今年度で経過措置期間が終了し、平成27年度からサービスの支給決定に対し義務化されることとなります。今後も利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

3 地域生活支援事業の充実

障がいのある人の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、現在実施している事業を継続するとともに、事業のあり方などを適宜検討し、地域生活支援事業の充実に努めます。

また、障がい者相談支援事業については、平成27年度から委託事業とすることで、適正な事業所配置により、身近な場所で相談支援を利用することができる環境を整備するとともに、相談機能の向上を図ります。



4 障がい者の就労支援

障がいのある人が働き続けられる環境づくりを推進するため、障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、公共職業安定所（ハローワーク熊本）や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。

また、障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

